

経済の視点から見た生物多様性

Topics

- ▶ 多くの経済活動が、生物多様性がもたらす様々な恩恵を基盤として成り立っていますが、近年の調査は、生物多様性の喪失が今後進展する可能性を示唆しています。
- ▶ こうした中、今年には生物多様性の新たな国際目標が採択される見通しです。今後、生物多様性を巡る各国の規制強化に伴い、企業も対応を一段と迫られる可能性があります。
- ▶ 経済における生物多様性の重要度が急速に高まる中、企業への影響をリスクと機会の両面から捉え、議論の方向性を注視していく必要があります。

エコノミスト 枝村 嘉仁

生物多様性と経済の関係

6月4~5日に主要7カ国（G7）財務相会合が開催されました。同会合で採択された声明において、各国政府が経済や金融に関する意思決定に際し、気候変動と並び考慮する方針を示した環境問題が「生物多様性」です。

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の三つの階層からなります（図表1）。この生物多様性から、人々は「自然の寄与（NCP, Nature's Contributions to People）」という恩恵を享受し、日々生活を営んでいます。このNCPは、気候の調節や土壌侵食の抑制等の「環境調節の寄与」、食料や物資の生産にかかる利用価値としての「物質的寄与」、自然を通じた身体的・精神的体験等の「非物質的寄与」の大きく三つに分類することができます。

このように人々の生活に様々な形で貢献する生物多様性ですが、経済活動とも密接に関係することが多くの分析で示されています。昨年1月に世界経済フォーラム（WEF）は、「自然リスクの台頭：自然の危機がビジネスと経済に悪影響を及ぼす理由」という報告書を発表しました。この報告書において、米国、欧州連合（EU）、中国、日本の国内総生産（GDP）のうち4割以上が、自然への依存度が中程度以上の産業から創出されていることが示されています（図表2）。

近年の調査は、生物多様性の喪失が今後進展する可能性を示唆

しかしながら、近年、この生物多様性の喪失に対する国際的な危機意識が高まりつつあります。その契機となったのが、2019年に「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」が発表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」です。同報告書において、前述のNCPの18個ある小項目のうち14項目が、1970年以降減少傾向にあることが示されました。また、報告書では自然の劣化に繋がる「陸・海の利用の変化」、「気候変動」等の「直接的要因」や、「生産・消費パターン」、「人口動態」等の「間接的要因」が、過去50年間で急速に増幅していると指摘されています。同報告書は、自然の持続可能性を保全するためには、世界規模での社会変革（Transformative Change）が不可欠としています。

次ページへ続く

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

図表1 生物多様性と自然の寄与(NCP)

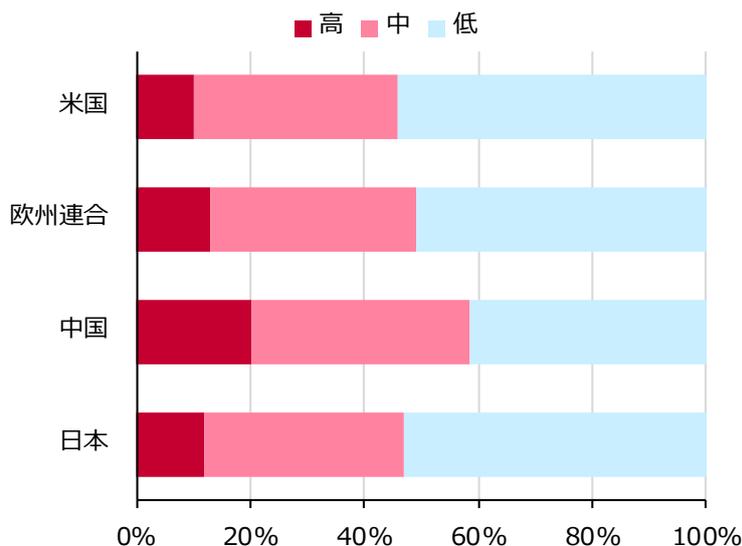
レベル	概要
生態系*の多様性	森林、里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などの様々な自然環境があること
種の多様性	動植物、微生物など様々な種類の生き物が生息していること
遺伝子の多様性	同じ生き物の中でも、様々な形、生態の異なる遺伝子を有すること

*植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一つの機能的な単位を成す動的な複合体

分類	具体例
環境調節の寄与	水質の浄化、気候の調節、土壌侵食の抑制
物質的寄与	食料、製品の原材料
非物質的寄与	発想の源泉、自然がもたらす安らぎ

出所：環境省の資料等を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 各国GDPの自然への依存度



出所：世界経済フォーラムの資料を基にアセットマネジメントOneが作成

規制強化や情報開示等により、企業も生物多様性への対応が必要に

こうした中、2021年は生物多様性の喪失を回避するための社会変革を迎える重要な転換点となる可能性があります。生物多様性に関する最大の国際的な枠組みの一つに、生物多様性条約（CBD）という条約があります。このCBDの締約国が2010年に開催した第10回締約国会議（COP10）で掲げた「生物多様性戦略計画2011-2020」および付随する「愛知目標」が、昨年2020年に目標期間を終えました。これに代わる2030年までの新たな目標を含む「ポスト2020生物多様性枠組」が、今年10月に中国で開催予定のCOP15で採択される見通しです。

愛知目標が未達成に終わった反省を踏まえ、この新枠組では目標の進捗のモニタリング等の実施強化策が盛り込まれるとみられます。また、愛知目標と比べて社会・経済活動に関連する目標の拡充が図られる見通しです。かかる中、企業は生物多様性の喪失による直接的な事業活動等への影響に加え、新枠組の採択に伴う将来的な各国政府の政策見直しによる規制強化への対応を迫られる可能性があります。

また、企業への影響という観点から注目すべき動きとして、自然関連の情報開示の強化に向けた動きが挙げられます。6月上旬に、自然関連のリスクに関する企業開示の枠組み構築を目指す「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」が正式に発足しました（図表3）。TNFDは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が、気候変動に関する企業の情報開示を大きく推進したことを受け、金融機関や企業等の民間主導で設立された団体です。前述のG7財務相会合の声明文では、TCFDの枠組みに沿った企業開示の義務化に向け、各国が制度整備を進める方針が示されました。こうした気候変動に関する情報開示の動きを考慮すると、将来的にTNFDが構築する枠組みに沿った情報開示が企業に義務付けられる可能性も考えられます。

生物多様性を巡る企業のリスクと機会を見極め、議論の方向性を注視していく必要性

企業にとってのリスクに注目が集まりやすい生物多様性の問題ですが、生物多様性を考慮した持続可能な経済へ移行する過程において、多くの収益獲得機会があることが研究等で示されています。WEFは、昨年7月に発表した「自然とビジネスの未来」という報告書で、「食料・土地・海洋」、「インフラ・不動産」、「エネルギー・鉱物」の3分野を、自然環境にプラスの影響を与える（Nature-positive）システムへ転換することで、年間約10兆ドルの事業機会を創出できるとの試算を示しました（図表4）。世界のGDPが90兆ドル弱程度であることを鑑みると、生物多様性を考慮した社会への変革は、経済に極めて大規模な影響を及ぼす可能性があります。

企業に生物多様性への対応を求める国際的な機運は、気候変動問題と同様に、不可逆的な潮流へととなりつつあります。COP15を控え、大きな転換点を迎えつつある中、生物多様性を巡る企業価値への影響を、リスクと機会の両面から捉え、議論の方向性を注視していく必要があると考えます。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用および注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

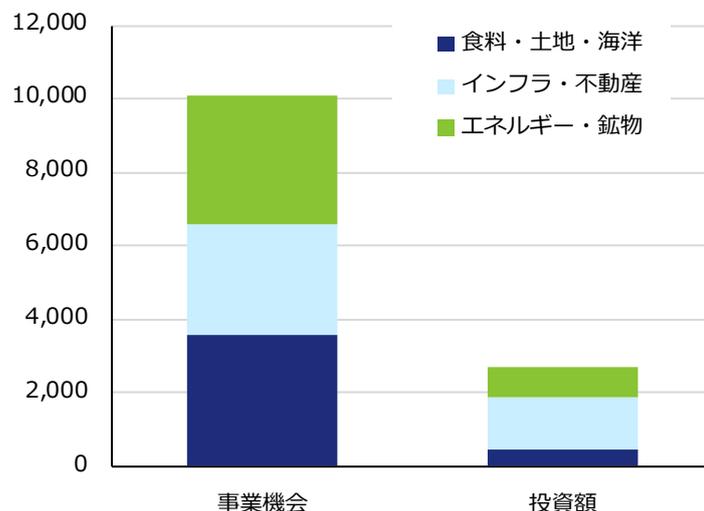
図表3 TNFDの取り組み

フェーズ	時期	取り組み
準備	2020年9月	非公式ワーキンググループの設立
	2021年6月	TNFDの正式発足
策定	2021-22年	TNFDフレームワークの策定開始
テスト	2022年	新興国から先進国市場にわたるフレームワークのテストと修正を実施
意見聴取	2023年	幅広い金融規制当局者、データベンダー、データユーザーへの意見聴取
展開	2023年	TNFDフレームワークの完成・提供
普及	2023年	理解促進に向けたガイダンスの継続

出所：TNFDのHPを基にアセットマネジメントOneが作成

図表4 経済の転換により創出される事業機会と必要な投資額

(10億ドル)



※事業機会、投資額は2030年までの単年ベースの金額。

出所：世界経済フォーラムの資料を基にアセットマネジメントOneが作成

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。